令和7年第2回定例会

議案参考資料

令和7年11月4日

議案参考資料目次

議案第9号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度埼玉県後期高	
	齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1	
	号))	別冊
議案第10号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する	
	条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関す	
	る条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第11号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第	
	1号)	別冊
議案第12号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特	
	別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第13号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決	
	算認定について·······	別冊
議案第14号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業	
	特別会計歳入歳出決算認定について	·別冊

議案第10号参考資料

		埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に
件	名	関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児
		休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等		育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉
		に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正す
		る法律(令和6年法律第42号)、地方公務員の育児休業等に関
		する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)

【趣旨】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の施行に伴い、所要の規定を整備するため、以下の条例の一部を改正する条例を制定するもの。

【内容】

制定内容は次のとおりである。

- 第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第6号)の規定中、妊娠等を申し出た職員や3歳未満の子を養育する職員、配偶者等の介護が必要となった職員に対し、各種支援制度の情報提供と制度利用等の意向確認、意向確認した事項への配慮に係る措置を取ることとする。
- 第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年広域連合条例第19号)の規定中、部分休業について現行の1日につき2時間を超えない範囲内の取得形態に加え、1年につき10日相当の時間を超えない範囲内の取得形態を新設し、職員がいずれかを選択できるよう改める。

施行日

公布の日から

【その他参考事項】

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

新	田
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同
	(でき)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわた
は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日 常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をす	り日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出
職継	に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指
	定する期間(以下「指定期間」という。) 内において勤務しないこ レが相当であるア製をでれる場合における休暇アナス
2•3 (略)	2•3 (略)
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第18条の9 任命権者は 埼玉貝後間真齢者医療広ば浦会職目の音	(新設) (新歌)
カエの本ツ 2 上中催日は、地上が区別同間日に原凸、坂岸日本員の月 1 月休業等に関する条例(平成1 9年広城連合条例第19号)第20	(形LK)
<u>条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をし</u> を聯目 (以下との頃にない) (第1佰申出聯目) レいさ) に対1	
(1) 第1項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置	(新設)
(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事 であったメスケかの世界	
<u>名ではりをあためが消息</u> (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求	(新設)
等」という。)に係る第1項申出職員の意向を確認するための措 置	
 (3) 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条 	(新設)

	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第1項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家産生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第1	項申出職員の意向を確認するための措置	ばならない。 1-る制度又は措 5。) その他の	<u>項を知らせるための措置</u> (2 <u>)</u> 有児期両立支援制度等の請求等に係る第2項申出職員の意向 を確認セスをみの措置	 金 確認するためが消息 (3) 第2項申出職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第2項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第2項申出職員の意向を確認する。 こ	<u>にめの指直</u> 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確 39年)	 18 条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要 2する状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護面立ち経制度等」という。) その他の事項を知らせると 	章 (1) (1) (2) (2) (2) (3)

(石层少年)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	
(<u>、割カスなんで 単に関する相目)</u> 第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行	れるようにするため、次に掲げる措置を講じなけれ	(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

兼	田
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに <u>第19条第</u> 12元と、第25年の第12条第12条(2年)の第25年の第25年の第25年の第25年の第25年の第25年の第25年の第25年	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、 第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及 び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第1 7条において準用する場合を含む。)、第17条並びに <u>第19条第</u>
1.頃から第3項まで及び第5項の規定に基つき、並びに育児体業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員)	1 頃及び第 2 頃の規定に基つき、並びに育児体業法を実施するため、職員の育児体業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員)

勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定 める非常勤職員以外の非常勤職員 げる職員とする。 (1)(2)

勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常

(部分休業の承認

- 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業 、正規の勤務時間(非常勤職員にあ っては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は 終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 以下同じ。)の承認は、 をいう。 第17条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求す る同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」とい
 - 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 規則(平成19年広域連合規則第5号) 第23条第1項第11号の 規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定に よる介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分体 業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該 2

う。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

(第1号部分休業の承認)

17条

紙

勤職員

2 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 規則(平成19年広城連合規則第5号) 第23条第11号の規定に よる育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介 護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認につ いては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承

げる職員とする。

(1)(2)

介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範 囲内で行うものとする。

定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」とい ための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につ 当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労 動基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時 間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項に規 う。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超え ない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をする 範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請 それぞれ当該各号に定める時間 (以下「第2号部分休業」 ただし して行うものとする。 ナジがよ 求する同条第1項に規定する部分休業 1時間を単位と 次の各号に掲げる場合にあっては、 数の第2号部分休業を承認するこ の承認は、 17条の2 ころ 紙

1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間が 当該勤務時間の全てについて承認の請求があ ったとき 当該勤務時間の時間数 ある場合であって、

第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合で 当該残時間数の全てについて承認の請求があった 当該残時間数 もって、 2

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

年の期間 2頃の条例で定める1 p Ť ш 条籍 3 1 0 1日から翌年3月 育児休業法第 毎年4月 17条の3

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基 準として条例で定める時間、

該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1月につき、 のとする。 က

認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うも

5分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準 法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範 囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための 時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内 る法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項に規定する 介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。 で)行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

新設)

(新設)

(新設)	
第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定め	る時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の

- (分に応じ、当該各号に定める時間とする。1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間

(新設)

(新設)

に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

(新設)

(新設)

第17条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情</u> は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した ことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができ なかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以 下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学 の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が 認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第18条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の育児休業について定めた条例の例による。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第</u>5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときと<u>する。</u>

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第18条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の育児休業について定めた条例の例による。

(部分休業の承認の取消事由)

| 第19条 第12条の規定は、部分休業について準用する。